

23福保子保第1892号
平成23年12月19日

区市町村保育主管課長様

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 多田 菜穂
(公印省略)

認可保育所、認証保育所及び認定こども園等における事故発生時等の対応について

平素より、東京都の保育施策の推進につきましては、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、これまで、「保育施設における事故の報告について（平成22年3月16日付21福保子保第1634号）」により、死亡事故や重篤な事故等が発生した場合の報告を頂いています。また、その他、重篤な事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時においても、必要に応じ発生状況及び再発防止策等についてご報告を頂いているところですが、施設における児童の安全性をより一層高めるため、本取扱いに係る下記留意事項について、貴管内の認可保育所、認証保育所及び認定こども園等へ周知頂きますようお願いいたします。

併せて、各施設からの報告があった場合には、東京都あてに報告を下さいますようお願いいたします。

記

1 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたときの対応

- (1) 職員が利用児童の感染症罹患や食中毒を疑ったときに、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、発生状況、有症者の状況等を記録すること。
- (2) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウの場合は、区市町村の主管部署及び保健所に対し、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応及び発生状況等を迅速に報告すること。また、原因の究明及びまん延の防止並びに収束を図るため、保健所の指示に従うこと。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合の対応

- (1) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合に、速やかに施設長に報告する体制を整えること。

(2) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合、区市町村の主管部署に対し、発生状況及び対応等を迅速に報告すること。

3 その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告すること。

4 1から3にかかる事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。

5 1から3にかかる事案が発生した場合の対応方法を予め施設ごとに定めるとともに、職員に周知しておくこと。